# 厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)) 総合研究報告書

次世代育成支援対策推進法が出産、女性の就業継続に与える影響 :21世紀成年者縦断調査を用いた分析

研究代表者 水落 正明 南山大学総合政策学部准教授

#### 研究要旨

本研究では、2005年施行の次世代育成支援対策推進法(以下、次世代法) が、出産や女性の就業継続に与える影響を実証的に明らかにする。

平成24年度の記述分析では、次世代法の施行によって、大企業において、 より制度が導入されたというよりも、利用にあたっての雰囲気が改善されてい る状況が示された。そうした状況を受けて、共働き夫婦の家事・育児分担の変 化を想定したが、そのような変化は確認されなかった。企業ヒアリングの結果 からは、大企業では次世代法施行の前から制度は充実しており、運用面の改善 に力を入れたとの意見があり、これは制度の有無に変化がなく、利用しやすさ が改善したという記述分析の結果と一致する。

平成 25 年度の統計的な分析からは次のことがわかった。次世代法施行後、 仕事と子育ての両立支援制度を用意している割合の増加幅について、大企業が 中小企業を大きく上回っている。 両立支援制度の利用しやすさの変化につい ては、次世代法施行後、大企業と中小企業で差は生じていない。 次世代法施 行後、大企業と中小企業の従業員間で出産確率に差は生じていない。 次世代 法施行前は、大企業と中小企業の従業員とも出産で離職する確率が高かった が、次世代法施行後は、中小企業の従業員では出産が離職確率を高めているが、 大企業の従業員では、出産による離職への影響はなくなった。 育児休業制度 が出産確率を高めるほか、子どものための看護休暇制度と短時間勤務制度が出 産による離職確率を低減している。

両年度で制度の変化について異なる結果が得られているが、分析手法とサン プルの偏りから、25年度の分析結果のほうが信頼性が高い。本研究の分析結 果からは、次世代法の施行が出産を促進するかについては不確定であるが、出 産した場合の離職確率を低めるという点で効果的であることが確認できた。こ れは次世代法が出産コストを低減したと言える。したがって、次世代法の導入 は、少子化対策として有効な政策であったと評価できる。

## A.研究目的

日本の出生率は減少を続け、2012年の合計特 殊出生率は1.41 であり、人口置換水準を大きく 下回っている。低出生率は、公的年金や医療保 **障など社会保障システムに深刻な影響を与える** ため、解決すべき問題として広く認識されてい る。これに対して政府は1994年のいわゆるエ ンゼルプラン以降、数々の少子化対策を実行し てきた。そうした中、2005年に次世代育成支援 対策推進法(以下、次世代法。)が施行された。 次世代法は、企業に従業員の出産・子育てをサ ポートすることを義務付けるものであった。こ の次世代法の導入によって、特に女性は仕事と 家族のバランスを取りやすくなり、それが出産 と就業継続を促すと考えられる。したがって、 その効果を測定することは政策的に重要である と考えられる。しかしながら、次世代法のこう した効果に関する研究は、ほとんど行われてき ていない。そこで本研究では、データ分析を通 して、次世代法が出産および女性の就業継続に 与える影響を明らかにする。

B.研究方法

<平成24年度>

次世代法は 2005 年 4 月の導入時点で、企業 規模によって、その強制力を変えている。すな わち、常用雇用者 301 人以上の企業(以下、大 企業。)には、従業員へのサポートを義務化する 一方、常用雇用者 300 人以下の企業(以下、中 小企業。)には努力義務とするにとどまった。し たがって、企業の従業員に対するサポートは、 次世代法の導入によって企業間に差が出ており、 これが企業規模間で出生および女性の就業継続 の差を生み出している可能性がある。つまり、 準実験的な状況が発生したと言え、この状況を 利用して次世代法の効果を計測できると考えら れる。

そこで本研究では、企業における仕事と子育 て両立支援制度の有無や、利用にあたっての雰 囲気に関する情報がわかる「21世紀成年者縦断 調査」(厚生労働省)の個票データを使って、実 際の制度の有無や利用しやすさの変化、さらに は、そうした変化によって生じると考えられる 夫婦の家事・育児分担の変化について分析する。

また、こうしたデータを使って実際の大企業 の制度充実を確認するほかに、データに表れな いような側面に注目する必要もある。つまり、 次世代法の導入に対し、企業側がどのように考 えた上で対応したのか、さらには、数字には表 れにくい効果が感じられたのか否か、といった 点についても把握しておくことは、データ分析 を行う上で重要であると考える。そこで本研究 では、次世代法にしたがって行動計画を提出し た関東、中部、関西の大企業6社と小企業1社 の人事担当者に、次世代法にどのように対応し たのか、さらには仕事と子育て両立支援につい てどのような方針を持っているのかについて聞 き取り調査を行う。

< 平成 25 年度 >

次世代法の効果のとらえ方には2つの方法が ある。一つは、次世代法の施行によって整備の 進んだ制度や取り組みの影響を明らかにするも のである。そして、その制度や取り組みの結果 を次世代法の効果として解釈する。しかしなが ら次世代法は、幅広い制度および対象を含んで 企業に取り組みを求めるものであり、個別の制 度や取り組みの効果を明らかにするのは難しい。 さらに、限定された制度や取り組みでとらえよ うとするならば、それは次世代法の効果を見る 上で不十分なものになるであろう。

そこでもう一つの方法として、次世代法の総

合的な効果を明らかにする、という分析方法も 有効である。特に次世代法は施行時点で、企業 規模によって強制力を変えている。すなわち、 大企業には従業員へのサポートを義務化する一 方、中小企業には努力義務とするにとどまった。 したがって、企業の従業員に対する支援は次世 代法の導入によって差が出ており、これが企業 規模間で出生および女性の就業継続の差を生み 出している可能性がある。その差が次世代法の 効果であると言える。本稿では、この準実験的 状況を生かして、次世代法の総合的な影響につ いても明らかにする。

実際の分析手順としては、「21 世紀成年者縦 断調査」の個票データを使い、最初に次世代法 の施行によってどのような制度が整備されたの か確認した後、企業規模を用いた分析から次世 代法の総合的な効果を確認し、最後に個別の制 度の影響を明らかにする。これら複数の分析の 知見によって、次世代法の効果を明らかにして いきたい。

また、「就業構造基本調査」(総務省)の個票 データを使って、出産と女性の就業に関する補 足的な分析を行うことで、本研究で得られる知 見を、より頑健なものにする。

### (倫理面への配慮)

本研究では個票データを取り扱うため、デー タの取り扱いについては細心の注意を払い、個 人情報の保護に留意した。また、企業に対する 聞き取り調査を行ったが、企業の特定化につな がらないように、聞き取り内容を若干、修正し た上で文章化した。

C.研究結果

<平成24年度>

最初に、「21世紀成年者縦断調査」を用いて、

次世代法の導入前後で、企業における仕事と子 育ての両立支援制度の有無や利用についての雰 囲気、さらには共働き夫婦における家事・育児 分担に変化があったかを分析した。制度の有無 については法の施行前後における明確な変化は 見て取れなかったが、トレンドとして、制度を 持っている企業はおおむね増加していることを 確認した。さらに利用に当たっての雰囲気では、 特に、育児のための時間外労働の制限、育児の ための深夜業の制限において、利用しやすくな っている現状が明らかになった。したがって、 次世代法導入によって、制度が大きく充実した とは言えないが、これまで問題視されてきた利 用しやすさ(雰囲気)といった面では、改善し ていることがわかった。さらに、そうした変化 が共働き夫婦の家事・育児分担にも影響を与え ると考えられたが、本研究の分析では、そうし た明確な事実は確認できなかった。

次に、企業に対する聞き取り調査を行った。 当初は、大企業において仕事と子育ての両立支 援制度が大きく充実したと想定していたが、大 企業においては、次世代法の施行前からおおむ ね制度は充実しており、新しい制度を設けると いうより、ベネフィットを追加するとか、利用 しやすくするとか、運用面での充実を図ってい たことがわかった。つまり、記述分析で明らか になっていたように、次世代法の導入前後で、 仕事と子育ての両立支援制度を持っている企業 が増えているわけではないが、利用に当たって の雰囲気が改善したという結果が出たことと一 致する内容である。さらに、大企業のほうが制 度を持っている比率が高いという結果が出てい たが、これに対しても、大企業では制度化しな いと利用が促進されないが、中小企業では制度 がなくても、柔軟に企業が対応しているため、 制度の有無について、表面的に大企業のほうが 充実しているのでは、とする意見もあり、制度 の有無の記述分析結果をサポートしている。し たがって、データ分析によって単純に制度の有 無が進んだか、という視点から次世代法の効果 の有無について判断するのは留保が必要である と言える。どちらかと言えば、利用しやすさの 雰囲気に影響を与えており、それが出産や女性 の就業継続を促進すると予想される。

### <平成 25 年度>

「21世紀成年者縦断調査」では、回答者の勤 め先で、利用可能な仕事と子育てのための両立 支援制度の有無と、制度がある場合には、利用 に当たっての雰囲気として、利用しやすいかど うかを質問している。そこで最初に、制度の有 無について推定した結果、次世代法施行前から 大企業でも中小企業でも制度の導入が進んでい たが、次世代法施行後では、大企業のほうが、 より多く導入するようになったことが明らかに なった。一方、利用に当たっての雰囲気につい ては、次世代法施行前は、大企業でも中小企業 でも、やや利用しやすくなる傾向があったもの の、次世代法施行後、そうした傾向について、 大企業と中小企業で差は生じていないことが統 計的に明らかになった。以上から、次世代法の 施行によって、大企業において、仕事と子育て の両立支援制度の導入がより進み、それが出産 や女性の就業継続に影響を与える可能性が示さ れた。

続いて、次世代法の総合的な効果として出産 確率および出産による離職確率に与える影響に ついて推定を行った。出産に関する分析の結果 からは、次世代法施行以降、大企業と中小企業 の従業員間で出産確率に差は生じていないこと が明らかになった。一方、出産による離職確率 の推定結果からは、次世代法施行前は、大企業 と中小企業の従業員とも出産で離職する確率が 高かったが、次世代法施行後は、中小企業の従 業員では依然として出産が離職確率を高めてい るが、大企業の従業員では、出産による離職へ の影響はなくなったことがわかった。すなわち、 次世代法の施行によって、出産確率が高まるこ とはなかったが、出産による女性の離職確率を 低めることで女性の就業継続を促進しているこ とが明らかになった。

最後に、仕事と子育ての両立支援制度の有無 が出産と離職確率に与える影響について推定を 行った。その結果、育児休業制度があることが 出産確率を高めることがわかった。また、子ど もの看護のための休暇制度と育児のための勤務 時間短縮等が、離職確率を低めることがわかっ た。

これらの結果から、次世代法の総合的な効果 の分析結果について解釈すると以下のようにな る。育児休業制度は先行研究でも示されている ように、出産を促進するものであるが、次世代 法の施行によって、育児休業制度はそれほど導 入が進んだわけではない。その結果として、次 世代法の施行が出産に与える影響が確認できな かったと考えられる。それに対して、離職につ いては、看護休暇や短時間勤務の制度があるこ とか離職確率を低めることがわかった。次世代 法の施行によって、これらの制度の導入が進ん だことは既に確認しており、そのことが次世代 法の効果として現れたと考えられる。

補足的に行った「就業構造基本調査」の個票 データを使用した分析においても、やや弱い結 果であるが、出産と就業のトレード・オフの関 係が強い第1子において、次世代法施行によっ て、出産しつつ就業を維持する確率が高まって いることが明らかになっている。

以上、補足的な分析結果を含めて判断すると、

次世代法の施行が出産に与える影響は不確定で あるが、出産した場合の就業継続を促進してい るという点で、影響があることが確認できた。 次世代法が出産にともなう離職確率を減少させ たことは、出産コストを減少させたと言え、長 期的に考えれば、今後の出産年齢の女性就業者 が直面する出産コストの減少を通じて、少子化 に歯止めをかける可能性が示唆される。したが って、次世代法の導入は、少子化対策として、 一定の有効性を持った政策であったと評価でき るものと判断する。

#### D.考察

24年度に行った記述分析と企業ヒアリングの結果からは、次世代法の施行によって、その 義務化の対象である大企業において、仕事と子 育ての両立支援制度が新たに導入されたという よりも、利用にあたっての雰囲気が良くなった という示唆が得られていた。しかしながら、25 年度に行った統計解析の結果からは、次世代法 の施行によって、そうした両立支援制度の導入 が、大企業において、より導入されるようにな る一方で、利用にあたっての雰囲気は、大企業 と中小企業で差が生じてはいないことがわかっ た。

こうした矛盾する結果が得られた原因のとし ては、記述分析については、25年度は24年度 の分析に比べて使用できるデータの期間が伸び たため、よりはっきりとした傾向が明らかにな った可能性がある。また、24年度はグラフによ り視覚的に確認したことも一因であると考える。 一方、企業ヒアリングについては、対象が、仕 事と子育ての両立支援に積極的な企業が多かっ たことが原因と考えられる。こうした企業は、 次世代法施行の前から既に制度を持っており、 次世代法施行後は制度のさらなる活用に取り組 んでいたからである。

以上から、仕事と子育ての両立支援制度の整備の変化については、25年度の分析結果のほうが信頼性が高いと判断する。すなわち、次世代法の施行によって、両立支援制度が大企業でより導入されることになった一方で、利用にあたっての雰囲気は、それほど変化しなかったというのが妥当だと考えられる。

そうした次世代法による企業の取り組み促進 の出産に対する影響は、本研究の分析では確認 されなかった。一方、女性の就業継続について は、次世代法の義務化対象であった大企業にお いて、出産による離職確率が低減したことが確 認されており、次世代法が女性の就業継続をし やすくしていることが確認できた。その原因と しては、やや限定的な知見ではあるが、子の看 護のための休暇制度と育児のための勤務時間の 短縮等(残業の免除含む)が効果的であること も明らかになった。これらの制度は次世代法の 施行によって整備が進んだものであり、次世代 法は女性の就業継続に対して有効な政策であっ たと考えられる。

## E.結論

本研究の分析の結果、次世代法の施行により、 企業において仕事と子育ての両立支援制度の導 入が進んだことがわかった。そして、そうした 変化が出産に与える影響は不確定であるものの、 出産による離職確率を低めていることが明らか になった。特に子の看護のための休暇制度と育 児のための勤務時間の短縮等(残業の免除含む) が離職に対する抑止力を持っており、今後も、 こうした制度の充実のための政策を続けていく べきである。

このような次世代法の効果は、次世代法が出 産コストを減少させたことを意味し、長期的に 見れば、今後の出産年齢の女性就業者が直面す る出産コストの減少を通じて、少子化に歯止め をかける可能性が示唆される。したがって、次 世代法の導入は、少子化対策として、一定の有 効性を持った政策であったと評価できるものと 判断する。

- F.研究発表
- 1.論文発表

なし

# 2. 学会発表

Mizuochi, M. (2012a) "Work-family balance policy and fertility in Japan: the role of firms," European Population Conference 2012, Stockholm University, Stockholm, Sweden.

Mizuochi, M. (2012b) "The Effect of the Work-Family Policy on Fertility in Japan", Population Association of America 2012 Annual Meeting, Hilton San Francisco Union Square, San Francisco, CA.

# F. 知的財産権の取得状況

1.特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

# 3.その他

なし